

## 第6期 第2回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録（概要）

名称	第6期 第2回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録
開催日時	令和3年12月22日（水） 午後5時30分～午後7時40分
開催場所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	【検討部会委員】壬生部会長、田中委員、猪俣委員 木村委員、須藤委員、牛田委員 6人出席  【市】 政策共創室 藤原室長、御坊谷室長代理、藤井総括主査、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	○自治基本条例検証作業について 前文～第14条 ①第2条 ②第7条 ③第10条、11条、12条 ④第13条
資料	○資料1 自治基本条例改正後に改正又は制定されたその他条例 ○資料2 阪南市行財政構造改革プラン改訂版 本編・取組項目（概要版） ○資料3 財政非常事態宣言を発出している自治体 ○資料4 市ウェブサイト議会ページ ○資料5 市議会議員ウェブサイト、SNS、チラシ ○資料6 議会改革推進検討会議 ○資料7 議会だより ○資料8 市長タウンミーティング実施状況一覧、動く市長室実施状況 ○資料9 行政経営方針 ○資料10 次期総合計画（基本構想） ○資料11 行政評価報告書 ○資料12 人材育成基本方針 ○資料13 職員研修計画 ○資料14 機構図、クレドカード ○資料15 人事評価制度 ○参考資料1 前回の部会にて頂いたご意見まとめ
会議	あいさつ 部会長 前回は、検証にあたりどのような資料をお願いするかを議論しました。その議論を受け、今日は、たくさんの資料を用意いただいています。この配られた資料を使って自治基本条例の各条文に書かれていることについて、阪南市で進められているかどうかを検証していくというのをしたいと思います。検証と言っても、すごく難しいことをするというよりは、資料を見ながら皆さんがどんな感想をお持ちになったかなど、いつも通り活発な意見交換ができればと思います。どうぞよろしく願いいたします。  【自治基本条例検証作業について】①第2条 事務局 参考資料1に基づき、自治基本条例検証作業について説明。 「資料なし」となっている箇所については、検証期間を通じ文言の確認をお願いする。 資料の記載を行っている箇所を中心に議論をお願いする。  第2条について、資料1に基づき説明。  （自治基本条例検証作業について ①第2条 委員からの意見、質疑・応答） 部会長 今の説明を受けて何か質問や意見等ありませんか。  ちなみに、パブリックコメントを行う行わないの基準はあるのでしょうか。資料1の中には、法等の改正により策定を行うため、自治基本条例第17条第2項第1号に当てはまり、市民参画の手続きは取らなくてもよいとされるものがあるけども、パブリックコメントを取り入れている例もあるので。 事務局 内部の運用上、策定を行った条例については、市役所内部に適用させている条例になりますので、広く市民の方に影響が出ることが無いため、パブリックコメントは実施していません。また、関係法令の改正等によって策定を行う条例についても基本的に実施していません。 ただ、中には、法令の改正等によって策定することになったとしても、一部の関係者に影響が出るというような条例については、基本的にパブリックコメントを実施しています。 委員 広報誌に掲載されていても見落とししている情報も多いなと感じました。今、市からのLINEが毎日のように情報が入ってきていますが、あれはとても便利ですね。このLINEをもっといろんな人に知ってもらえればと思います。自分の携帯に直接情報が入ってくるので。

委員	5番に「阪南市行政サービス協働化制度審査会条例」と13番「阪南市プロポーザル選定委員会条例」については、割と市民の参加が必要そうに見えたりするのですが、この辺りはいかがですか。
部会長	市役所として、そのような会議を開催するときに、その会議をどのように作るか、どのように運営していくかを定めるという条例です。つまり、会議の構成人数や構成する委員の属性をどうするのかという内容が規定されているものなので、これは内部の話であり、公募委員を入れたりするという事ではないと思います。
委員	住民センターは市から離して、地域の住民にという事はまだ議論されている段階ですか。それとももう大体決まったんでしょうか。
事務局	住民センターあり方検討審議会条例に基づき、住民センターあり方検討審議会を設置し、今後の住民センターのあり方について議論いただきました。その結果につきましては、答申という形で行政にお答えをいただいております。そこでこの審議会の役目は一旦終えているという状況です。 今後は、その答申をいただいた中で、行政としてどのようにして進めていくのかを現在検討しながら進めているところです。 おっしゃるように地域移譲というのは、行政としては原則として主軸に進めていきたいなというふうに考えているんですけども、それをどのような手順で、いつまでってというのはすぐにお示しできるような資料等はないという状況です。
部会長	前回の検証結果では、他条例の制定、改廃、解釈及び運用について、自治基本条例との整合性を今まで以上に図ること。職員においても、自治基本条例の趣旨を尊重し、他条例と整合を図ること。として意見を付しておりますが、今回についても、条文の変更はなくとも、委員会として自治基本条例の最高規範性について、しっかり整合性を図ることについては、指摘をしておいた方がいいかなと思います。ただ、「今まで以上に」という文言は必要ないかもしれないですが。
委員	「引き続き」に変更してはどうでしょうか。
部会長	それでは、条文の変更等はせず、意見として文言の「今まで以上に」を「引き続き」に変更して、前回と同様に意見を付したいと思います。 第2条については以上とさせて頂き、次に第7条に移りたいと思います。

#### 【自治基本条例検証作業について】②第7条

事務局	第7条について、資料2及び資料3に基づき説明。
(自治基本条例検証作業について ②第7条 委員からの意見、質疑・応答)	
部会長	資料3の、財政非常事態宣言を発出している自治体というのは、阪南市と同じように宣言を発出している自治体は、その影響を受けて自治基本条例を改正しているかどうか。もし改正しているなら、どのような視点で改正をしたのかを確認して、私たちの検証する際の資料に使用という事でした。 行財政構造改革プランは皆さんはご存じでしたか。
委員	ここまで詳しくはわからなかった。財政状況が厳しいという話は聞くけれども、どの程度悪くて、それをどのように回復させていくのかなど、知らないことが多いと思いました。ただ、プランのグラフは、財政が持ち直すような記載があるので、少し希望があるようにも見えました。
事務局	その辺りも、予断を許さない状況かと思います。今回のプランは何が違うのかというと、1つは、ふるさと納税という歳入が、当初の想定よりも多く入ってきているところ。あとは、市民の皆さんへ色々と公民館や使用料で迷惑をかけるところがありますが、1番大きなところはそれよりも職員の定数管理を下げた部分です。この資料の後段で、大きい効果額を探すと、ふるさと納税と人件費だということが分かります。
委員	ふるさと納税って市内の人は、自分の市へしないじゃないですか。阪南市から出ている人にふるさと納税をしてもらって、その返礼品は親元に届くようにしてもらえれば。近所にはそのようにしてもらっている人もいます。親の支援もできて、阪南市も助けてもらえる。そういうふるさと納税もいいのになと思います。
事務局	先ほどもおっしゃっておられましたが、若い方とかは特にこのような情報を入手されていない状況だと思います。ほかの方もそうかもしれませんが、やはり自分から情報を取りにいけないと見えないという事だと思います。 いろいろ情報だけを聞いたら、阪南市がつぶれてしまうんじゃないかみたいな話だけ流れてしまい、非常に心配するところかもしれませんが、しっかり情報を掴んでいただくと、比較的安心されるんじゃないかなとも思っています。若い方を中心に、情報をつかんでおられない方へどのような情報を発信していくのかは反省点だと思います。

委員	<p>ホームページは若い方でも中々見にいかない中で、一番気が付くのは資料2の3枚目にある5番「今後の公共施設の取り扱い」ってありますよね。ここの部分が例えば売却とか、ネーミングが変わるとか、要するに目に見えて変わって来ると、若いだけでなく住民みんな気が付くと思う。日常のもので、建物無くなって更地になったら、住民みんながどうなったんだと。人間はそういう気づきの手取り早いと思うんですよ。気づかせるという意味ではね。</p> <p>だけど、むしろ5番ところで中期・長期で書いておられ財政改革として進めるのは難しいと思うんですが、これをどう進めるのか。企業誘致もそうでしょうけど。要は入ってくるお金と出ていくお金の調整だけですよ。</p> <p>先ほどの、ふるさと納税は入りの話。職員の退職は出ていく話でした。そういう意味で、どんな風に入りを増やしていくのか。具体的に目に見えるようにやっていかないといけないと思う。それも大きな規模で。</p> <p>いろいろと賛成意見や反対意見もあるでしょうが、気づかせるという意味では、この辺りを進めていくと、少しでも皆さん危機感や気づいていない人も気が付いてくると思います。当然、ふるさと納税の入りは増えているということは素晴らしいと思います。</p>
委員	<p>先ほどもあったみたいに、市民の中でどれだけ認知されてるかということは、市民側も意識をもって、把握していかないといけないと思います。</p> <p>前に公民館の市民説明会があった際、仕事が終わって行きました。その時は、たしか数人でした。この状況として、まず市民として残念だなと。市役所はいろんな会議があり、そこにはすでに参画してる市民もたくさんおられると思います。また、地域にはいろんな団体がおられ、そのような組織を積極的に活用していただいて、少しでも周知していくといいのではと思います。</p> <p>全く無関心な一般市民を一度に100人や1,000人集めるのはむずかしいけども、活動の関心の高い人たちなら少しでも参加してくれるのでは。そういう含めもっと周知していけるのではと思います。</p> <p>プランの内容に関しても、公共事業、人件費、交付金、寄付金とか、特に市民サービスや市民団体に、切り込んでいる部分もある。市民側もやっぱりサービス下げて欲しくない。補助金を下げて欲しくない。などの主張ばかりでなく、歩み寄りよらないといけない。歩み寄りが無いと平行線を辿るだけで、前に進まない。丁寧に情報を伝えようという市側の姿勢と、それに応えて市民側も財政を理解して協力できるところは協力する姿勢が必要だと思います。</p> <p>今回の説明会では残念ながらその辺りがちょっと感じられなかった。説明されて、じゃあ皆さん質問ありませんか。と投げかけられて10秒くらい沈黙だった。コロナ禍もあったのでビデオ録画されていることもあって、遠慮されて手が上がらなかったのかもしれないです。すぐに、それでは会議を終了します。って終了してしまった。残念だったのは、参加者は数人だったので、せっかく来てくれているから1人ずつ聞いていこうとかそのような工夫は考えられなかったのかなと。</p>
委員	<p>説明会というのは、正直、興味のある人しか出ないですよ。その方々以外の人達にどうやって意識を醸成していくかが非常に難しい。</p>
委員	<p>情報提供は、広報誌や市ウェブサイトしかないんですかね。プランそのものを全戸配布したり、いつでも目に付くようにするという事も情報提供だと思いますが。</p>
委員	<p>実際、広報誌も全戸配布ですが、見る人と見ない人さまざまの方がおられると思うので、情報提供は難しいと思う。</p>
委員	<p>広報誌の中で、目が行きやすいように、ここだけは見てほしいというところを強調するような広報の仕方でもできればいいのかもしれない。</p>
部会長	<p>見方の問題かもしれないですが、マンパワーを減らすことを前提でプランを作成しているのに、仕事減らす取り組みが無いことが非常に懸念されるため、そのような視点も持っていた方が良いと思われる。</p>
委員	<p>公共施設の管理方法について、近年では指定管理者制度が増えてきているんでしょうか。</p>
部会長	<p>様々な施設の指定管理が進んできている。市が直接運営している施設として多いのは、公民館とかが多いと思います。</p>
委員	<p>外部化をしていく中で、心配してるのが、市民団体や民間の事業者が受託をするときに、例えば市が求めるようなサービスに満たない場合、いわゆる質が下がってしまう時には、市役所が厳しく言えると。逆に、民間団体が請負ったときに自由に事業が展開できないとか、何かしらその市との関係性の中で、受託事業がうまくいかないというときに、どうしても受託側になるので、なかなかそういうことを市に対して言いにくい。というようなとき、何か公平性を担保する仕組みがあるのではないかなと思う。</p>
部会長	<p>業務の委託等において、発注者と受注者が対等な目線で話し合いができるという事が協働になると思う。そのような関係性を作っていくことが大切。</p>

委員	事業を受託している団体の中には、発注者とのコミュニケーションが難しく、一方的に委託料を下げます。でも、やることはしっかり行ってください。となってしまうと、それが協働と言えるのか。というところを危惧しているところがある。そこはやはり協議の上で、委託料の減額に伴うサービスの縮小は止む無しとし、その説明は発注者が行う。など、役割分担で行っていく必要があると思う。今後、事業者側に立つと、それを担保しておかないと。お金はこれだけ、委託しているの、受託者の責任でしようとなるのは心配なところ。
部会長	それは仕様書や契約の内容によると思う。指定管理料を下げすぎると、どの事業者も受託しようとしなくなってしまう。逆に、今度は、受託しようとする事業者が1者だった場合、発注者よりも声が大きくなってしまいうことも考えられる。そうならないようにするためには、発注者側がしっかりと仕様書や委託料の仕組みを整える必要がある。
委員	そういう理念的なものだけなのか第三者機関ではないが、何かそれを担保する仕組みがあれば。発注者側と受注者側どちらかが立場的に強くなってしまおうと、言いたいことが言えないとい事になる。
部会長	モニタリングと評価をどうするのかという話と、お互い何か思っていることがあった場合、それをどう調整していくのかというのは、これからもっとシビアにしていかななくてはならないと思います。その他この財政自治の所で、何かご意見ありませんか。今まで出てきた話を、大まかにまとめると、この状況をしっかりと市民に伝えないといけない。名前だけ知って、内容は知らないという事が大半だと思いますので。加えて、このプランを進めていくにあたっては、市民や事業者の声も聞いていく必要もあったのではという意見もありました。これもとても大事だと思います。その辺りを検証部会としてのコメントとして残していきたいと思います。条文としては、原則の所なので変更はないかなと思いますが、主語が少し気になるところ。
委員	同じく主語が気になりました。「自らの判断と責任において」とあり当然、市政運営、財政運営なので市が主体ではあるんですが、市民もともにとか。なんかあればとは思いました。
部会長	「市」と「自ら」が分かりにくいかもしれないですね。条文の解説の所に説明を付け加えることもできるため、そこで解釈の仕方を記載しておくことも考えられる。
委員	市民側をどこまで入れ込むかだと思います。市民も自分たちの団体だけ守って、市が潰れたら意味がないので、その辺りは一定理解はしているため、協力をするという事はどこかに必要かなとは思いますが。
部会長	市が判断するとき、市民の声をしっかり聞かないといけないという事を、文字にしてしまってもよいかもしれませんね。その辺りは解説文を見て考えていきましょう。その他、何かございませんか。無いようであれば、次に進んでいきます。
<b>【自治基本条例検証作業について】③第10条、第11条、第12条</b>	
事務局	資料8、9、10及び11に基づき説明。
部会長	説明ありがとうございました。第10条、11条、12条議会の役割、責務、議員の責務について一括りにして説明頂きました。説明の内容について、何か質問やご意見あれば伺いたいと思います。
委員	ウェブサイトの市議会議員の紹介ってページを見てるのですが、名前とか所属とかの記載があるんです。せっかくなら、何かそういうSNSのリンクや、出してる広報紙のPDFとかを貼り付けて頂くと、それこそ市民にとって、この議員はすごく情報発信してる。この人はあまりしていないなど、分かりやすいと思う。今どきの情報発信を議員にも行ってほしいと思います。
委員	議員には、積極的に情報発信を行ってほしい。市のウェブサイトも見てもらいやすいような工夫があっていいと思う。Youtubeも文面をずっと読んでいくより、見るほうが分かりやすい。
委員	Youtubeは国会でもそうですけど、会議時間が長い。その中で、何時何分頃にこの人が出ているとか阪南市はそのような感じになってましたか。
事務局	阪南市は、質問された議員ごとで区切っているので、名前をクリックすればその議員の質問のところから始まるようにしています。
委員	議会だよりを作成されている編集委員の方々は、レイアウトやチラシの作り方など勉強されているんでしょうか。自分もチラシ作り方講座に参加したことがあって、読む気を起させる紙面作りが大切だと知りました。やはり市民が読みやすいようにしていただきたいですね。名前と顔がなかなか一致しないので、この顔写真はすごくいいと思います。

部会長	議会改革の取り組みも、着実に進めて頂いているように思います。 ちなみに、議会の条例を作成する際には、自治基本条例は当然最高規範という位置づけですよね。
事務局	そのとおりです。
部会長	作成に当たっては、その辺りをしっかり理解していただければと思います。また、市民参画の手続きについて、その辺りをどのようにされていくのかなと思いました。 自治基本条例推進委員会検証部会としては、その辺りも気になります。
委員	審議中で答申に至っていないとあるが、この会議はまだ継続してされているのでしょうか。
事務局	資料は、前の委員での答申となっており、その時点ではICTの項目については議論できたが、残りの3項目については議論を終えていないため、この間、議員選挙もあり、委員の入れ替えもありましたが、今後も継続して議論を続けていく予定となっております。
委員	検証部会の意見として、SNSを活用しより情報発信に努めてもらうという事を記載していただければどうか。 SNSだと個人なので、議員の部分なのでしょうけど、先ほどにもありました、市のウェブサイトでも議員のSNSにリンクを貼るなど対応してもらいたいですね。
委員	ネットだけでなく、紙面で議員の提案や質問とかを見れるのはありがたいと思います。
部会長	そういう意味では、議会だよりはレイアウトを工夫しながら作成し続けて欲しい大事な部分ですね。
委員	議会だよりの表紙にあるQRコードは読み取るとどのような感じになるのでしょうか。
事務局	市ウェブサイトの議会だよりのページが表示され、そのページに各月の議会だよりが掲載されているため、クリックすれば紙面をデータ化しているものが見れるような形になっています。 また、最新号も含めて過去のだよりの閲覧できるようになっております。
部会長	その他、議会や議員の項目についてどうでしょうか。ご意見やご質問あれば。
委員	議員にも自治基本条例をしっかり読んでもらい、知ってほしいですね。
事務局	前回、検証を行っていただき改正行ったときには、当然、でき上がった解説書の改訂版は全議員に配布を行っています。今回も、改正された際には、新しいものを配付していくことを考えています。
部会長	議員にも、自治基本条例に関心を持ってもらうよう、しっかりと意見を残していきましょう。 それでは、条文自体は、役割や責務の規定なので、あえて変更したりとかはないと思います。
委員	ただ、感覚的に、第11条の出だしにあるように「議会は、意思決定機関であることの責任を常に認識し」とありますが、あまりそのような意識がないような気がします。 Youtube聞いてても、すごい他人事で離れたところから批判するような方もおられますけど、その本人もしっかりと主体として捉えて考えてもらいたいと思います。
部会長	様々なご意見ありがとうございました。 それでは、第10条から第12条までは、条文の変更等はせず、意見として付していきたいと思えます。
【その他について】	
事務局	その他について、次回の日程について説明。 (委員からの意見、質疑・応答)
部会長	ただいま、事務局から説明のありましたことについて、何かご意見があれば。  なし
部会長	それでは本日予定しておりました、案件はすべて終了いたしました。 長時間に渡りありがとうございました。